

令和5年度最高裁判所総合評価審査委員会（第4回） 議事概要

開催日及び場所	令和5年9月25日（月）、26日（火） 最高裁判所、明海大学、工学院大学、明治学院大学 ※回議にて開催
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 委員 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

議事1 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価項目の設定について
東京高地簡裁庁舎改修1期工事(再度)

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

遮音性能の確保はあくまでも工事完成後の状況についてであり、工事中の騒音等については対象外と考えてよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

裁判手続きに係る遮音の重要性は認識しており、評価項目として適切な選定と考える。

【委員】

遮音性能の確保に関する評価項目について、施工段階において求める提案としてどのような内容を想定しているのか説明されたい。

【事務局】

遮音に関する工事内容として、壁内部への吸音材料の充填、壁とスラブとの取り合い部への遮音シーリングの充填、建具枠周囲への気密材の設置、建具下端と床との隙間を埋める下部エアタイトの設置等がある。これらについて、現場確認の際には是正を要する事例が散見されることから、より確実な施工を実施するための技術的な工夫や管理体制の工夫を求めるものである。期待される提案例としては、継ぎ目のない密実な気密材の納め方や、建具内部の工夫による下部エアタイトの円滑な可動方法などが想定される。

【委員】

発注者が望む遮音性能が確保できない場合は、契約不適合として是正すべきものであり、施工を確実に実施することは当然のことではないか。

【事務局】

施工の不具合を是正することは当然のことであるが、一方で、吸音材料に関する施工方法や管理方法等については、まだ技術的な工夫の余地があり、手戻りなく施工を実施するための提案が期待できるものと考えている。

【委員】

遮音性能として求める性能基準があれば説明されたい。

【事務局】

建具に関する遮音等級を設計図書に示しており、それを満足した製品による施工であることを確認することになる。

【委員】

自主的に測定を実施することで性能の確認を行うという提案が出された場合、どう判断す

ることになるのか。

【事務局】

遮音等級は理想的な環境下での数値であることから、期待どおりの測定結果とならない場合も想定されるが、それでも前向きに実施するという提案であれば、加点評価とする可能性はある。発注者として求めるのは、あくまでも規定と同程度の性能を確保することであり、現実的には遮音が必要な居室において、外部から会話の内容が聞き取れないようにすることである。

【委員】

施工完了時にはどのような確認を行うのか。

【事務局】

工事写真により間仕切内部における吸音材料の充填状況や、建具における床や枠との隙間の状況について確認を行うことになる。

【委員】

遮音性能の確認方法については理解したが、この評価項目を施工上のテーマとして捉えてよいものかや疑問ではある。例えば、施工完了後に遮音性能が確保されなかった場合、原因は施工ではなく設計にあるのではないかという議論になることも想定される。設計上の不備を施工段階で補完するための評価項目と捉えられることを危惧するものである。そもそも設計において遮音性能の確保が担保できていれば、工事完了時における出来形としての遮音性能を満足することは当然のことと考える。また、設計よりも厳しい基準や性能を設定するような提案が出された場合、発注者が意図した性能とは異なる点について、評価に苦慮することになるのではないか。設計で定めた性能を確実に確保するための提案を求めるという趣旨からすると、仮に設計内容を超えるような提案が出された場合、より慎重な判断が必要である。ただし、今回は評価項目の提案文の中に「施工上の工夫に関する技術提案」と明確に記載していることから、施工に関する技術提案を求めようとする発注者の意図は申請者に伝わるものと考えられる。申請者から、施工ではなく設計として検討すべきものではないかという疑義が出される可能性を踏まえ、あくまでも懸念事項ということで意見を述べたものである。

【事務局】

ご指摘の点に留意し、慎重に評価を行うこととしたい。

【事務局】

本案件について、評価項目は原案のとおり了解いただいたという認識でよろしいか。

【委員】

ご理解のとおりである。先ほど申し上げた内容を踏まえて、設計内容を超えるような提案の判断に留意し、公正な評価となるよう努めていただきたい。

【委員】

了解した。

【委員】

二次候補として予定していた評価項目が、工事内容の見直しにより使えなくなったため、

予備として準備していた案を採用することに異論はない。遮音性能に関する評価項目については、過去に採用した例があったと記憶しているが、その後の技術の向上を見越した上で、発注者が期待する提案が見込めるのであれば問題ないものとする。

【事務局】

了解した。

議事2 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価項目の設定について
佐賀地家簡裁庁舎新営機械設備工事（再度）

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

評価項目として適切な選定であるとする。最近の社会情勢を踏まえると、建設費の高騰が入札に影響しているものと推測されるが、佐賀の新営に関する入札状況について説明されたい。

【事務局】

機械設備工事については、5者から申請があり、その内の2者が応札したものの予定価格に達せず不落となった。建築と電気設備についても、応札者はあったものの予定価格に達せず不落となった。

【委員】

応札者はあるものの、価格的に厳しい状況であるものとする。

【事務局】

今後、他の委員より評価項目の内容に影響するような意見が出された場合、最終的な判断について相談させていただきたい。

【委員】

了解した。

【委員】

説明内容からの印象として、WTO案件となることを回避するよう恣意的に調整したようにも捉えられたので、説明の方法としてそのような印象を与えないよう留意されたい。

【事務局】

了解した。本案件は、当初の公告において概算金額が6億8千万円以下であったため、WTO以外の案件として調達を進めたものである。しかし、不落となったことを受け、見積書の取り直しなどにより概算金額の見直しを行ったところ、6億8千万円を超える予定価格となることが見込まれたため、WTO案件として評価項目を再度設定したものである。

【委員】

設備機器の価格が高騰しており、それを踏まえての対応と理解した。WTO案件は海外の企業にも申請の門戸を開くものであるため、説明は慎重に行うよう留意されたい。

次に、申請者からの提案事例として3DCADで作成された図を添付している点について、発注者が提供する図面データを利用すれば、申請者の技量に関係なくこのような施工図に近いレベルの図が作成可能なのか、それとも配管のレイアウトや機器の設置場所

を検討の後、施工図を作成するタイミングにおいて作成可能となるのか説明されたい。

【事務局】

提案が採用された場合には、発注者が提供する図面データでは3DCADの施工図は作成できない。受注者が設計図を基に施工図の内容を踏まえた上で、3DCADにて作成した図を提示してくるものと想定される。

【委員】

提案の段階で提示される図は設計図の内容に基づくものと考えられるが、機械設備の設計図は、あくまでも配管のルートやサイズを示すものであるため、実際の施工状況を想定した図となっているか否かの判断が必要となる。設計内容を詳細に表現しただけの図が出される場合もあれば、別の工事で作成した図を流用する可能性もある。ただ単に文章として「3DCADにより実際の配管のレイアウトを確認する」といった提案であればそれほど判断に迷うこともないが、提案事例のような図が出された場合に、どのようなスタンスで提示してきたものなのかを見極めた上で、公平な視点での評価を行うことが求められるものとする。

【事務局】

過去の実例として、空調機械室に限定した範囲において3DCADで配管等のレイアウトを検討するという内容の提案が出され、的を絞った詳細な検討が可能な案として有効と判断した経緯がある。

【委員】

その判断については問題ないとする。実際の提案において、複数の申請者から詳細な図が提示された場合、現実的な施工を想定したものなのか、あくまでもイメージ的な表現なのか、何か勘違いをしていないかといった観点に基づき、公平な視点での評価となるよう留意されたい。

【事務局】

了解した。

【委員】

工程管理を専門とした職員を配置するという提案例について、この工事に特化した職員の配置ということだけではなく、会社の管理体制としての評価も可能とする。その場合、工程管理を専門とした職員として、工務担当部長や統括所長といった包括的に目配せをする職員が該当するものと考えて良いか。

【事務局】

ご理解のとおりである。建築工事では配置することもあるが、機械設備工事ではあまり事例がないことから有効と判断できる提案例と考えている。

【委員】

あくまでも想定される提案に対する評価の一例と理解した。ところで、評価した結果に関して情報公開請求があった場合、どのように対応するのか。

【事務局】

これまで総合評価の結果に関する情報公開請求が出されたことはないが、仮に請求が出された場合には、申請者に関する情報も含まれることから、裁判所内部において検討した上で対応することになる。

【委員】

他省庁の事例として、ある時期において情報公開請求が重なり、その対応に苦慮したとの情報に接したことがあるが、裁判所が請求を受けたことはないか。

【事務局】

総合評価の結果に関する情報公開請求を受けた事例はない。

【委員】

他省庁において、一時期多くの情報公開請求が出されたことから、内容が全て閲覧できる仕組みになっていると記憶している。今後、情報公開請求が出され、公開することになった場合のことを想定して、常に評価の公正性が担保されるよう留意されたい。

【事務局】

了解した。

【委員】

再々度の公告が必要となった場合に備えて二次候補まで定めていることから、評価項目の設定については問題ないとする。

不落により工事価格の見直しを行った結果、予定価格の上昇が見込まれるため、WTO 案件として新たに評価項目を設定したということについて、反対に、WTO 案件だったものが、不落による価格の見直しにより WTO 以外の案件となった場合、どう対応することになるのか説明されたい。

【事務局】

概算金額が6億8千万円を超える工事であれば、予定価格が6億8千万円を下回る場合でも WTO 案件として調達しており、これは国土交通省においても同じ取り扱いであることを確認している。従って、WTO 案件として発注し、仮に予定価格が6億8千万円を下回るとしても、そのまま WTO 案件として調達を進めることになる。

【委員】

了解した。

(議事終了)